

◎新潟県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝谷三和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市宮内町字山伏3349番3から 同市宮内町字山伏3370番1まで	新	(A) 20.8～23.1メートル	117.8メートル
長岡市宮内町字山伏3349番3から 同市旭岡一丁目21番まで		(B) 20.8～49.0メートル	1,106.1メートル
長岡市宮内町字山伏3349番3から 同市宮内町字山伏3370番1まで	旧	(A) 18.5～23.1メートル	117.8メートル
長岡市宮内町字山伏3349番3から 同市上条町字八ツ口493番1まで		(B) 18.5～49.4メートル	613.3メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重複
一部区間長岡市道東幹線7号線と重複